



## 相談

### 障がい者(児)の出張相談窓口のご利用を

障がい者(児)の相談支援は次の各事業所で実施していますが、市役所障がい福祉課内にも次のとおり出張相談窓口を開設していますので、ご利用ください(予約不要)。

●相談支援センターあーる=月～金曜日、午前9時～午後5時30分

●地域活動支援センターときわぎ=金曜日、午前11時～午後5時

●ピーチネット=水曜日、午前11時～午後5時

問い合わせ 障がい福祉課内障がい者相談支援センター(内線162)



## 募集

### (一財)市福祉公社「けあぱる」職員募集

募集職種・人数 看護師=1人  
※介護老人保健施設職員として採用予定。

申込書の配布・受け付け けあぱる総務課〔☎(28)8600〕で配布する所定の申込書に写真を貼って、必要事項を記入し、資格証明書を添えて、同課へ(休館日を除く、午前9時～午後5時)  
※申込書はけあぱるホームページ〔<http://carepal.or.jp/>〕からダウンロードもできます。

※試験日は、後日連絡します。

### 学習サポーターを募集

市立小・中学校で、授業中の指導補助や休み時間、放課後の学習活動などをサポートしていただける大学生のボランティアを募集しています。

※活動時期や時間帯などは、派遣先の学校と相談の上、決定します。

申し込み 教育指導室に備え付けのボランティア登録用紙に必要事項を記入し、土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分に同室(内線365)へ



今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。			
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他	
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日を除く、1年間で1回利用可	
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可(内線182、185)、祝日を除く	
行政相談	19(※)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談	
司法書士相談	17(※)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回利用可	
人権なんでも相談	27(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)	
女性のための電話相談	6(金)、13(金)、17(※)、24(※)、5/4(祝)	午前10時～午後2時		【☎(23)0567】、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談	
女性の悩み相談	12(※) 20(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※12(※)は午後3時30分まで	
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会 (人権文化センター内)	事前予約も可【☎(24)3700】、電話相談も可、祝日を除く	
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時			
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約【☎(26)1233】、定員3組、祝日を除く	
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く	
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く	
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く	
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可【☎(25)0666】、祝日を除く	
健康相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約【☎(28)5520】、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談	
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く	
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約【☎(26)7887】、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可	
農業相談	5(※)、5/2(※)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)	
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談【☎(25)1101】、祝日を除く	
日本政策金融公庫相談	11(※)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】	
税理士による税務相談	13(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約【☎(25)1101】	
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 (消費生活センター)	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン【☎(局番なし)188】	
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会【☎(24)3700】	
お出かけ就労支援相談	24(※)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室		
若者の就労相談	18(※)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション【☎(26)9441】	
労働相談	12(※)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)	
障がい者就業・生活相談	16(※)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)、問い合わせ(内線481)	
引きこもり相談	26(※)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約【☎(26)8056】、定員各1人、カウンセラーによる相談	
進路相談(奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談、祝日を除く	
もの忘れ医療介護相談	4(※)、18(※)、5/2(※)	午後1時30分～2時 午後2時15分～2時45分	市役所5階 介護認定審査会室	要予約(内線196)、定員各1組、認知症サポート医、ほんわかセンター専門職による相談	



## 上下水道

### 排水設備工事指定業者の更新登録申請を受け付け

同指定業者登録の指定期間が、5月31日(木)をもって終了します。現在指定を受けており、引き続き登録を希望する業者は更新登録申請が必要です。

**指定期間** 6月1日(金)～平成35年5月31日(木)

**申請手数料** 指定業者登録申請手数料＝1件につき1万円、責任技術者登録申請手数料＝1件につき2000円

#### 指定要件(次の要件を満たす業者)

○府内に営業所があり、当該営業所に業務上必要な設備、機材を保有し、従業員を常置していること

○専属の排水設備工事責任技術者を有していること

○欠格要件に該当していないこと(市排水設備工事指定業者に関する規程第2条)

**申請受け付け** 申請書に必要事項を記入し、4月23日(月)～5月11日(金)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に上下水道総務課(内線251,254)へ

※申請書は、同課で配布(市ウェブサイトからダウンロードもできます)。

※受付期間内に申請がない場合は、現在の登録番号を引き継げません。

※新規登録申請は、受付期間終了後も随時受け付けしています。



## 講座・催し

### カラダをしぼって整える教室

運動が必要なのに、なかなか始められない人に健康運動指導士など専門のスタッフが最適な方法を提案します。

**とき** 5～9月の火曜日、午後1時15分～3時30分(全11回)

**ところ** 保健センター

**対象者** 医療機関でのリハビリテーションや介護保険サービスを利用していない40～74歳の人

※詳しくは、お問い合わせください。

**定員** 15人(申し込み先着順)

**申し込み** 4月9日(月)～、保健センターへ

### おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換や不安、悩みを出し合い、交流しませんか。

**とき** 4月25日(水)、午後1時30分～3時

**ところ** すばるホール3階会議室

**対象者** 認知症の人やその家族、認知症に関心のある人

**定員** 20人(当日、直接会場へ)

※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

**参加費** 100円(お茶・お菓子代)

**問い合わせ** 井尻さん(おれんじパートナー事務局) ☎090(3996)0071

### 平成30年度府点訳・朗読奉仕員中級養成講座受講者募集

**とき** 6月7日～11月29日の毎週木曜日(8月16日、11月15日を除く)(全24回)

**ところ** 府盲人福祉センター(大阪市天王寺区生玉前町5の25)

**対象者** 府内在住・在勤で、市町村などの初級養成講座の修了者、または同等の技術を有すると認められる人

※初めて学習する人は受講できません。

**定員** 点訳＝25人、朗読＝25人

**受講料** 無料(教材費実費)

**申し込み** 障がい福祉課(内線193)に備え付けの申込書に必要事項を記入し、5月15日(水)(必着)までに郵送で☎540-8570 府障がい福祉室自立支援課[☎06(6944)9176]「点訳・朗読奉仕員中級養成講座」係(住所記載不要)へ ※府ホームページ[http://www.pref.osaka.lg.jp/]からも申し込み可。



## 税

### 市税の滞納整理を強化中!

本市では、平成29年度分の市税を含め納税催告、滞納処分を集中して実施しています。今後も滞納者に対して、必要に応じ財産差し押さえなど、厳しい措置をとることとしています。また納付期限までにお納めいただけない場合は督促手数料や延滞金が加算された金額を納めなければならなくなりますので納付期限までに納めてください。

**問い合わせ** 納税課(内線121～124)

### 固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」を実施

#### 縦覧帳簿の縦覧

縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

#### 記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年

**縦覧できる人**  
◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

**期間** 4月2日(月)～5月31日(木)(土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時30分)

#### 課税台帳の閲覧

所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

#### 閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など(ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です)

**期間** 4月2日(月)～平成31年3月29日(金)(土・日曜日、祝日、年末年始を除く、午前9時～午後5時30分)

#### 縦覧・閲覧に必要な書類など

・本人確認ができる書類(納税通知書や運転免許証など)

・納税管理人や納税者の同居親族は閲覧できますが、代理人が来られる場合は委任状が必要

・法人名義の物件については、委任状または申請書に代表印の押印が必要

#### 縦覧・閲覧場所

課税課(内線113～116)

## 障がい者(児)給付金の申請を

5月1日(必)～31日(休)、障がい者(児)給付金の申請を受け付けます。

**対象者** 4月1日(現在、本市に1年以上居住(住民登録)し、身体障がい者手帳(1～6級)、療育手帳(A・B・1・B2判定)、または精神障がい者保健福祉手帳(1～3級)をお持ちの人で今年度新しく手続きされる人、振込先の口座に変更がある人

※昨年度に給付金を受け取られた人は、手続きの必要はありません。

※市外から、市内の施設に入所している人を除きます。

**申し込み** 該当する手帳、印鑑、本人名義の通帳を持参し、障がい福祉課(内線192、193)または金剛連絡所へ

## 重度障がい者タクシー利用券(基本料補助)を送付します

本市では、身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持ちの人を対象に、タクシー料金の一部(基本料金)を補助する重度障がい者タクシー利用券を交付しています。

現在、重度障がい者タクシー利用券(もも色)をお持ちの人は3



月31日までが有効期限です。引き続き要件に該当する人には、新しい同タクシー利用券(やまぶき色)を3月末に自宅へ郵送しました。新しい同タクシー利用券(やまぶき色)は4月1日(日)から利用できます。

届かない場合は障がい福祉課までご連絡ください。

なお、昨年度に交付申請していない人や初めて利用される人については申請手続きが必要です。

**交付枚数** 1カ月3枚で年間36枚

※福祉施設などへ入所している人は対象外です。交付できません。

**問い合わせ** 障がい福祉課(内線193)

## 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

日常生活において、常時特別な介護を必要とする重度の心身障がい者(児)に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます。

**対象者** 在宅で常時特別な介護を必要とする重度心身障がい者(児)

※所得制限などがありますので、詳しくはお問い合わせください。また、施設入所者や長期入院(障がい児福祉手当を除く)されている場合は支給されません。

**支給額** 特別障がい者手当=月額2万6940円、障がい児福祉手当、福祉手当(経過措置分)=月額1万4650円

※4月分から支給月額が改定されます。

**問い合わせ** 障がい福祉課(内線193)



## 上下水道

### 私道における下水道整備

本市では、トイレの水洗化、生活雑排水の適正な処理を図るため、一定の条件に該当する私道について、土地所有者および沿道の皆さんの申請により、市の費用で公共下水道管を敷設し維持管理をします。

#### 主な敷設条件

・公共下水道の事業計画区域にあり、その一端が公共下水道に接続可能なこと

・原則として幅員1.2m以上で一般の通行に使われており、下水道管を敷設できること

・公共下水道を利用する建物が2戸以上あること(同一敷地で同一所有者の建物は1戸になります)

・公共下水道を利用することになる全ての人が公共下水道管の敷設を要望していること

・土地所有者が公共下水道管の敷設および利用することとなる人の使用を承諾していること

※詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 下水道課(内線271)

## 公共下水道が使えます

3月31日から、次の各地域のうち、すでに公共ますなどが設置されている世帯については、新たに公共下水道(汚水)が使えるようになりました。

**対象地域** 宮町一丁目、喜志町一丁目、北大伴町一丁目、錦織中一丁目、錦織北一・二・三丁目、東板持町一丁目、西板持町五丁目、楠風台二・三丁目、彼方、別井一・二丁目、伏山三丁目、須賀二丁目、不動ヶ丘町の各一部

### ◎1日も早く水洗化工事を

公共下水道が使える地域の皆さんはトイレや風呂、台所、洗濯などの家庭から出る排水を公共下水道に流さなくてはなりません。

そのためトイレの水洗化や生活雑排水を公共下水道に流すための改造・接続工事をしてください。

工事に必要な費用については、無利子の融資あつせん(法人は対象外)をしていますのでご利用ください。

※工事は必ず本市の指定する排水設備工事指定業者に依頼してください。※市街化調整区域の世帯は1ますにつき12万円の市街化調整区域下水道分担金が必要です。

### ◎下水道に切り替えると

清潔な水洗トイレを使用でき、また溝へ汚れた水を流さなくなるので街の美化や川の水質改善にもつながります。

**問い合わせ** 下水道課(内線262)

## 安心して水道をお使いいただくために

水道水は塩素で消毒していますが旅行などで長い間留守にされたときは、ご家庭の給水管に水が長時間滞留し消毒効果が薄れることがあります。

ゴールデンウィークなどで長期間留守にされたり、本市に引っ越しされてきて長く使用されていなかった水道を初めて使われたりする場合などは、念のためバケツ一杯程度の量を飲み水以外にお使いください。

**問い合わせ** 水道工務課(内線257、295)



## 国民年金

### 国民年金保険料が改定

4月から平成31年3月までの国民年金保険料について、定額保険料が月額1万6490円から1万6340円(月150円引き下げ)に改定されます。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

### 会社などを退職された皆さんへ

日本に住んでいる20~60歳の人で、会社を退職されて厚生年金保険の資格を喪失した人や、その人に扶養されている配偶者は国民年金加入の手続きが必要です。年金手帳と退職年月日を確認できる書類(離職票、雇用保険受給資格者証など)、印鑑を持参し、保険年金課(市役所1階⑧番窓口)へお越しください。

なお、所得が少ない場合や、失業により国民年金保険料(月額1万6340円)を納付することが困難になった場合、申請をして承認されると保険料が全額、または一部免除(一部納付)される制度(世帯主や申請者本人と配偶者の所得により審査)や、50歳未満の人を対象に保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」(申請者本人と配偶者の所得により審査)がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課(内線153、154)



## 介護保険

### 平成30年度介護保険料 仮決定通知書を送付します

65歳以上の人に4月上旬に30年度介護保険料仮決定通知書を送付しますので、普通徴収の人はコンビニエンスストア、MMK設置店、取扱金融機関または市役所で保険料を納付してください。口座振替の申し込みをしている人は指定口座より引き落としします。特別徴収の人は年金から天引きします。

**問い合わせ** 高齢介護課(内線175、176)



## 国民健康保険

### お届けします！ 特定健康診査受診券

国民健康保険では、40~74歳の国民健康保険加入者に対して4月下旬に「特定健康診査受診券」を送付しますので、平成31年3月31日(日)までに受診してください。

受診券の郵送による再交付はできませんので、受診するまで無くさないよう大切に保管してください。

**特定健康診査の内容** メタボリックシンドロームに着目した健康診査で、問診、身体計測、腹囲・血圧測定、血液・尿検査、診察など

※同一年度内に受診券を利用できるのは、「国民健康保険総合健康診断(人間ドック)」と「特定健康診査」のどちらか一方です。なお、人間ドックに受診券を利用すると、本人負担額が従来よりも軽減されます。

**同診査の対象者など** 国民健康保険加入者のうち、実施年度中(4月1日~翌年3月31日)に40~74歳になる人に年1回実施(昭和18年9月~19年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで受診可)。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人は除きます

※詳しくは、受診券に同封のパンフレットをご覧ください。なお、掲載されている実施指定医療機関で受診した場合、追加項目健診が受けられます。※資格喪失した場合は受診券の利用ができません。全額自費負担となりますのでご注意ください。資格喪失の届け出の遅れなどで喪失日をさかのぼった場合も同様です。

**問い合わせ** 保険年金課(内線155、188)



### 国民健康保険総合健康診断 (人間ドック)を実施しています

国民健康保険では、加入者の健康保持増進のため、特定健康診査の他に、人間ドックを実施しています。

**ところ** 富田林病院健診センター、PL病院

**対象者** 国民健康保険加入者で、同一年度内に人間ドック、特定健康診査を受診していない人 ※同保険料を完納している人に限ります。

**費用** 有料(市が2分の1負担)  
※詳しくは、市ウェブサイトまたは特定健康診査受診券に同封のパンフレットをご覧ください。

**問い合わせ** 保険年金課(内線155、188)



## 福祉

### 療養病床に入院された場合の 居住費および入院時の食事代 が変わります

#### ●療養病床に入院された場合の居住費

65歳以上の方が療養病床に入院された場合、居住費の一部を負担していただいておりますが、入院医療の必要性が高い人について、4月より下表のとおり改定されます。

医療区分	居住費(1日あたり)	
	3月まで	4月から
入院医療の必要性が高い人(II)	200円	→370円

#### ●入院時の食事代

入院時食事療養費の食事療養標準負担額が、入院と在宅療養の負担の公平を図るため4月より一部改定されます。詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課(内線150、151)、福祉医療課(内線158、159)

### 献血にご協力を

**とき・ところ** 4月26日(木)、午前10時~正午=南河内府民センター、午後2時~4時30分=PL病院、30日(木)、午前10時~午後4時=エコール・ロゼ  
※対象者など詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会(☎(25)8261)